

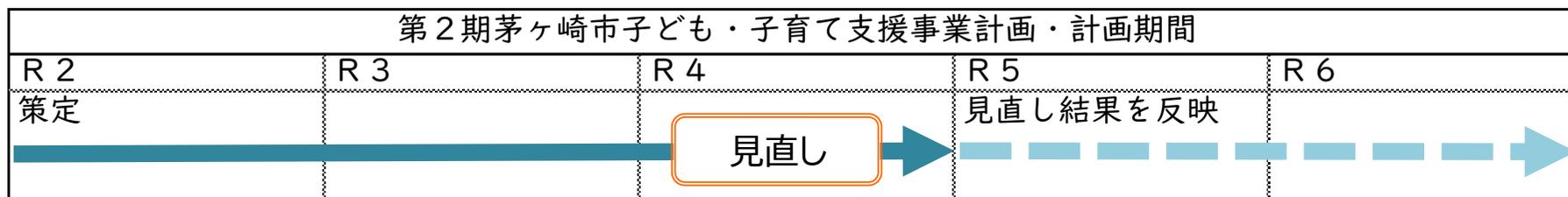
## 第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しについて

### 1. 概要

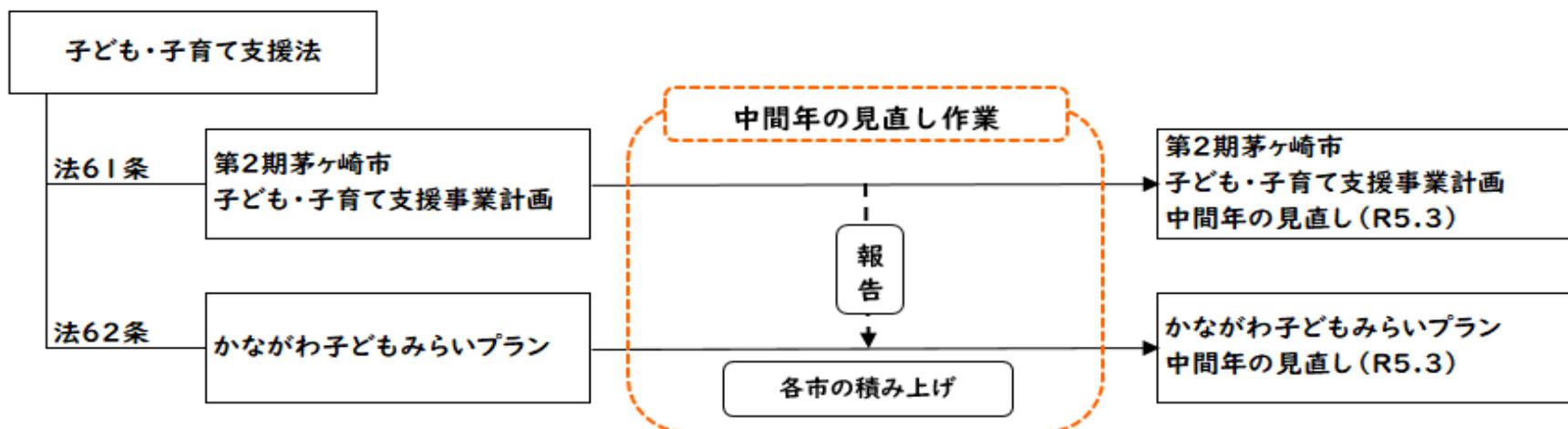
「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間として定めています。この度の見直しは、国の基本指針\*及び本計画「第1章 計画の策定にあたって」「4 計画の期間」に基づき、計画内容と実態がかけ離れた場合に行う、中間年の見直しに該当するものです。

見直しにあたっては、令和4年度に開催する「茅ヶ崎市子ども・子育て会議」及び庁内関係課で構成する「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画推進会議」にて委員の皆様から御意見をいただきながら進めます。

※ 基本指針:「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」



### 【中間年の見直しに係る本計画と国及び県との関係性】



## 2. 見直しの考え方

令和4年度に実施する本計画の見直しの目的、範囲及び考え方は次のとおりです。

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間の中間年において、「量の見込み」及び「確保方策」に大きな乖離がある場合、令和2年度、3年度の実績に基づき、令和5年度、6年度の数値の補正を行い、今後の計画の実効性を高めることが目的です。</li> </ul>
範囲	<div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 教育・保育の量の見込みと確保方策（本計画 P.106～P.122）</li> <li>➤ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（本計画 P.123～P.138）</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合、見直しを行います。</li> <li>必要に応じて、「教育・保育の量の見直しに併せて、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについても見直しを行うこと」とされています。</li> </ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画と実態がかけ離れている「量の見込み」及び「確保方策」の数値の見直しを行います。</li> <li>法改正や市の組織改正等やむを得ない事情がない限り、事業及び評価指標等の見直しは行いません。</li> </ul>

## 3. 令和4年度・年間スケジュール(案)

県から見直しに係るスケジュール等が示されていないため、手続き等については変更となる可能性があります。

年度	R3	令和4年度												R5
月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子・子会議</li> <li>➤見直しの範囲・工程等</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>■子・子会議</li> <li>➤対象事業の選定</li> <li>●推進会議</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>■子・子会議</li> <li>➤数値の確定</li> <li>●推進会議</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>■子・子会議</li> <li>➤計画へ反映</li> <li>●推進会議</li> </ul>
手続等		●見直し着手（県に報告）				●需要計画（暫定値）（県に報告）				●需要計画（確定値）（県に報告）			●県との法廷協議	

■子・子会議…茅ヶ崎市子ども・子育て会議、➤は主な審議事項

●推進会議…茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画推進会議